

第 34 回 仙台市宅地保全審議会

議 事 録

平成 24 年 12 月 4 日

仙台市役所 2 階 第二委員会室

第 34 回 仙台市宅地保全審議会

日 時 平成 24 年 12 月 4 日（火） 午後 5 時 00 分～午後 6 時 35 分
場 所 仙台市役所 2 階 第二委員会室

出席者 仙台市宅地保全審議会委員
出席委員・・・ 飛田会長，今西副会長，風間委員，内藤委員，渋谷委員，
斎藤委員，嶋中委員，脇坂委員，
三辻特別委員，吉川特別委員，

欠席委員・・・ 吉田委員，源栄委員，千葉特別委員

事務局（仙台市）

復興事業局長，復興事業監，宅地復興部長
住環境部長，開発調整課長，調整係長，
計画調整係長

内容

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

①陣ヶ原における対策方針について

②9 地区における変状メカニズムと対策方針について

(2) その他

①進捗状況について

②緑ヶ丘四丁目地区に関する経過報告について

3 閉 会

事務局 : それでは定刻となりましたので、これから第34回宅地保全審議会を開催いたします。

本日は、皆さんお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして会長の方から、ご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員 : 皆様、おばんでございます。

これから、審議会を進めるということでございます。審議事項といたしましては、陣ヶ原地区、これは特別な対応するというので一個だけ、特別に(1)ということでやっております。

それから専門委員会の方で、検討を進めてまいりました8地区について、ご報告させていただきまして、ご検討をお願いするというふうなことになります。

現在、宅地被災の状況なんですけれども、詳細設計、調査の段階、もちろん調査継続中なものもあるんですが、調査に基づいて詳細設計、それから着工に入るというふうな段階に、ようやく至っているということなんですけれども、現状に関しましては、決して楽観できるものではなく、いまから、もう、かなり大変な事業になるのは間違いないと思えます。

それで、わたしの方から、事務局をお願いしたいんですけれども。

やはり、審議会の委員というのは、それなりの責任を持っています。

市民に対して、それから、あるいは自分の所属している組織に対して責任を持っているものですから、答えられる範囲で結構ですので、現状についてやはり、われわれも正しく知ったうえで審議をしたいと思っております。

ですから、ちょっと聞きづらいようなこともありますけれども、それにつきましては許される範囲で、お答えいただければと思います。

もちろん、すべての情報を出せっていうのは、これは傲慢な話で、許される範囲っていうのは当然、行政にはあるはずですので、許される範囲で、現状につきまして、お答えいただければという気持ちでおります。

そうしませんと、われわれ委員が責任を果たせないという状況、そうしますと何が起こるかといいますと、すべて行政が責任を取ってくださいというふうなことになりますので、あの、一応委員として責任の幾分かは分担したいという気持ちも持っております。

できる限りのことは、われわれも協力っていったら変なんですけど、一緒にやっていきたいという気持ちがありますので、その辺のところ、よろしくお願いいたします。

それでは、審議といたしますか、これから、一時間という予定だったんですけ

れども、多少延びてしまうことがあるかもしれませんが、実りのある審議会にするために、その辺のところ、あらかじめご了承くださいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。

事務局 : それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。
多数ございますが、お手元の資料、一覧、2枚目に次第のうしろに付いているかと思いますが、そちらをご覧になりながら、わたしの方からも読み上げますが、ご確認いただければと思います。

— 資料確認 —

最初に

- ・ 次第 ・ 席次表 ・ 資料一覧 ・ 委員名簿
- ・ 報告書 第10回及び第11回技術専門委員会検討結果に関する宅地保全審議会への報告
- ・ 資料1 答申書(写) コピーです。A4判縦、白黒です。
- ・ 資料2 陣ヶ原地区 A3判横 カラーのものでございます。(※第11回技術専門委員会資料)
- ・ 資料3 8地区における変状メカニズムと対策方針ということで、A3判横の白黒の表でございます。
- ・ 参考資料1 地区別資料概要版ということで、第10回及び第11回技術専門委員会資料より抜粋したもので、A3判横カラー、ホチキス留めのものでございます。
- ・ 参考資料2 宅地復旧事業のスケジュール、A4判横カラーのものでございます。
- ・ 参考資料3 緑ヶ丘四丁目地区の防災集団移転促進事業に関する申出書結果(記者発表資料) A4判縦のホチキス留め、2枚もの白黒のものでございます。

以上の資料でございますが、お手元にありますでしょうか。

もし、なければ、事務局の方に申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これからの進行につきましては、飛田会長の方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員 : ありがとうございます。

それでは、審議会に入りたいと思います。

まず、会議の成立ということですがけれども、本日は、10名の委員に出席いただいておりますので、過半数を超える出席となっておりますので、仙台市宅地保全審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本会議は成立していることを宣言いたします。

それでは、傍聴人の皆様にお守りいただきたい事項ということで、事務局より説明お願いいたします。

— 公開審議の確認、傍聴人への注意事項 —

委員：はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議事録署名ですがけれども、署名の委員を、〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思います。

(両委員同意)

委員：よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、宅地復興部の方から議事の背景説明があると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：よろしく願い申し上げます。

本日は、次第に記載のとおり、2件の議事が予定されておりますが、今回、この2件について、当審議会でのご審議をお願いする主旨についてご説明申し上げます。

(1)の陣ヶ原地区につきましては、昨年度開催されました技術専門委員会の場合において、本市より現地再建を前提とした対策方針をご説明し、委員会より、地盤の将来的な安定性の確保は困難であるとの附帯意見をちょうだいいたしました。

この結果を受けまして、本市では今年度、追加調査を実施のうえ、対策方針を再検討し、現地再建は困難とする結果を11月30日に開催されました、技術専門委員会でご報告したところでございます。

本日は、この内容につきまして、あらためて宅地保全審議会にご報告するものでございます。

次に、次第の(2)の8地区における変状メカニズムと対策方針でございます。お手元の資料の1をご覧ください。

この資料は2月15日に、当審議会からちょうだいした答申の写しでございます。

裏面の、1)をご覧ください。読み上げます。

宅地保全審議会の専門部会である技術専門委員会において、先行して審議を行った17地区については、より詳細な調査・検討を行った場合には技術専門

委員会へ報告を行うこととされております。

本日、ご説明いたします8地区につきましては、先行して審議を行った17地区に該当いたしますけれども、今年度追加調査及び検討を行いましたので、その結果を8月31日及び11月30日に開催されました技術専門委員会に対し、この答申に基づき、ご報告を行ったところでございます。

本日はこの内容につきまして、あらためて、宅地保全審議会にご報告するものでございます。

なお、先行して審議を行った17地区の残りの地区につきましては、6月7日に開催されました当審議会の場で、ご報告を既に申し上げているところでございます。

以上でございます。

委員 : はい、ありがとうございました。

それではですね、議事に入りたいと思います。

(1) 陣ヶ原地区における対応方針について、説明をお願いいたします。

事務局 : よろしく願いいたします。

それでは、資料2に基づきまして陣ヶ原地区の検討結果をご説明いたします。開いていただきまして、1ページが、調査箇所の概要でございます。

2ページに、追加調査事項ということで、昨年、附帯意見が付いた地区でございまして、その検討結果ということで、あらためて追加調査をいたしました。

調査項目といたしまして、現地踏査、表面波探査、ラムサウンディングという調査項目を行っております。

右の地形図をご覧いただきたいと思います。

右の下にですね。旧地形図というふうに色分けをしております。

このところに青く塗ってあるところ、ここについては沼地というところで、むかし、沼があったところというところでございます。

その付近に盛土をし、造成されたということが分かっております。

そのことによりまして、右の上のところにピンク色で塗ってあるところ、ここにつきましては、崖地が存在したということが分かっております。それについては、あとでご説明いたします。

続きまして3ページ、表面波探査の結果でございます。

表面波探査、振動を起こしまして、その受信の速度によりまして、地盤の固さを判明するものなのですが、この地区におきましては、黄色とか橙色に近いところが分布してございまして、相当緩い範囲が確認されております。

下の青い色については、地山というところで硬いというところなのですが、盛土をした表面のところについては、相当緩いという結果が判明しております。続きまして、4ページでございます。

変状メカニズム。24年度の検討内容をご説明いたします。

本地区の変状は、盛土内の間隙水圧上昇による流動的すべり崩壊に起因したものであるというふうに位置づけております。

古い地形図によりまして、先ほどご説明いたしました、丘陵部、段丘部を盛土により造成したもの。また、調査結果から、盛土により埋もれた段丘崖が存在することが分かりました。

それから、真ん中に行きまして、北向き斜面及び埋もれた段丘崖周辺で変状が大きくなったと考えられる。

水路の存在により、北西部側が開放されていたため、盛土内の間隙水圧上昇による流動的すべり崩壊が発生し、被害が大きくなったというふうに位置づけております。

一番下のところ。なお、公園側に2戸及び陣ヶ原集会所の北東側では被害が小さいと。

公園側、2戸については地下水位が低いのに加え、水路側の斜面及び埋もれた段丘崖から離れているため、すべり崩壊が発生しなかったということがございます。

陣ヶ原集会所の北東側では埋もれた段丘崖に接しているが、変状が著しい地区に比較して、速度値が速いとともにより180m/sec以上の安定地盤が広く分布している。

この地区も変状が少なく、すべり崩壊が発生していないというところがございます。

続きまして、5ページでございます。

変状メカニズムおよび宅地の評価ということで、赤く色どりをしたところの部分が、不安定領域というふうに位置づけております。

それから、緑のところは安定領域ということで、不安定領域につきましては、沼地及び段丘部を盛土してつくられた造成地であるということが分かっております。

地下水位につきましては、地表面からマイナス1.4メートルのところに観測をしております。

評価といたしまして、地下水位が高く盛土内の間隙水圧上昇による流動的すべり崩壊が発生し、滑動崩落に至った不安定な地盤である。

地盤改良及び地下水位低下工により対策を検討したが、地盤改良による透水性の悪化及び集水地形により、地下水位低下工の効果が不確実であることから、

宅地地盤の将来的な安定性の確保が困難であるというふうに評価をいたしました。

それから、安定領域1につきましては、礫まじりの砂質土および粘性土で構成されておりまして、地下水位は地表面からマイナス3.4メートルというふうに観測されております。

評価といたしまして、地下水位が低いとともに埋もれた段丘崖から離れており、すべり崩壊の発生がなかったと評価いた安定領域2につきましても、地下水位としましては地表面から、マイナス4メートルのところが観測されております。

それから、180m/sec以上の速度層が広く分布して、宅地地盤に被害が認められない区域というふうに評価をいたしております。

その辺をまとめたところが、6ページのところに書いてございまして、全体的な地下水位の傾向、埋もれた段丘崖の位置、安定領域、不安定領域の区域の境というところでございます。

特に墳砂が認められた範囲という、黒で丸く囲んだところにつきましては、地下水位は表面からマイナス1.44メートルというふうになってございます。

続きまして、7ページ、対策方針についてでございます。

24年度の検討内容といたしまして、不安定領域につきましては集水地形のため、地下水位低下工の効果が不確実のため、現地再建は困難というふうに検討いたしました。

対策としましては、水路の保全のために何らかの対策が必要であるのと、家屋が2戸残ることになりますので、生活道路の確保が必要というふうに検討されております。

それで昨年、付帯意見がいただきましたので、付帯意見に対する対応といたしまして、現地再建の対策を講じたとしても、宅地地盤の将来的な安定性の確保が困難なため、この区域に対する滑動崩落対策は実施しない方針ということで、まとめております。

続きまして、参考資料でございます。

9ページ、10ページ、11ページは、昨年度のA、B、C案と対策工を載せてあります。

12ページ、これが24年度の対策工計画ということでございますが、赤い部分が、のり面保護工ということで、ここは構築物をするのではなく、のり面を保護するだけと。

それから、ピンク色で書いてあります道路の部分ですね。ここにしましては、地盤改良工を行うという対策を考えてございます。

13ページにつきましては、その標準横断図でございます。

14ページからは現地の写真が載っておりますが、14ページの上が地震直後の現地の状況でございます。

それで、今年度に入ってから写真が下のところに書いてありますが、示してございますが、ほとんどの家屋が撤去されております。

続きまして15ページ、16ページと被災の状況の写真を載せております。

15ページあたりでは、擁壁の崩壊箇所とか、地盤が相当、沈んでいるという状況が確認されております。

16ページにつきましては、安定領域の部分を若干、写真として載せております。以上でございます。

委員 : はい、ありがとうございます。

いま、まあ一応、膨大な資料に基づきまして、説明いただきました。

技術専門委員会で検討しました結果を、かい摘んで報告するという事なんですけれども、技術専門委員会の委員であります、〇〇先生の方から報告をお願いしたいということです。

報告書ですね、委員会から審議会への報告書という一枚ものでしたか。裏表1枚ものですね。第10回及び第11回技術専門委員会のうんぬんかんぬんの報告についてということで、この報告書あるんですけれども、これを読み上げさせていいただいて、それについて簡単なといいますか、これを分かりやすく解説していただくという役をお願いするんですけれども、なかなか、そううまくは行かないと思いますけれども、すみません、よろしく願います。

まず、陣ヶ原地区につきましてお願いいたします。

委員 : はい、よろしく願います。

先日、技術専門委員会がありましたので、その部分についてお話をしたいと思っております。

まず、一番目、報告書という中にありますが、読み上げさせていただきます。

1) 陣ヶ原地区における対応方針(資料2)について

陣ヶ原地区については、盛土内の地震時の間隙水圧上昇による流動的すべりをメカニズムとする、変状が顕著に見られる領域においては現地再建が困難とし、変状が小さく宅地の被害が小さい領域においては、現地再建が可能とする案が仙台市より提案された。

技術専門委員会では現地再建が前提となる、ほかの8地区とは分けて詳細な検討を行った。

種々意見が交わされたが、以上のような結論を得た。

この地区については、盛土の状態を調査結果に基づいて、2つに区分することは妥当である。すなわち、地下水位が比較的浅く変状が顕著に見られる地区、不安定領域。地下水位が比較的深く宅地の被害が小さい地区、安定領域1と2。先ほど、ご説明がありましたとおりです。

不安定領域については、集水地形であり地下水位低下工の効果が不確実であること等から、宅地の安全性確保が難しく、現地再建が困難と判断した。

安定領域については、現地再建が可能であると判断した。

という以上です。

さらに、わたしの方から、その場の雰囲気などを、皆さんに少し付け加えたいと思います。

実は、いろいろな専門委員の方々から、いろんなご意見が出ました。

まずは地下水位の問題、地下水位が非常に高いところと低いところがあると。これはどういうことかということがありました。

当然、地下水位の高いところでは、安定領域と思われるような場所でも液状化が発生するような場所は、不安定領域としたというふうに考えております。

それから、資料を見ながらの方がいいと思いますので、少し。

5ページ、6ページの見開きのところを開けていただければいいと思いますが、まず、不安定領域は5ページの右側の一番上ですが、不安定領域のところの断面を見ていただければ、不安定領域というのは一番下の基盤が非常に右の方に上がっております。

ここ、段丘崖という、埋もれた段丘崖と、先ほどご説明された場所だと思えますが、その左側がどうも、沼であった場所であると。

ですから、通常、皆さん考えられると、左側の部分は非常に不安定だろうと思われれます。

それに加えて、右側は不安定というより、安定しているんじゃないかと思われれますが、ここでは実は地下水位が非常に高くなってしまっている。そのために、再度、液状化が起こったり、いろいろ問題が発生する可能性があるということで、不安定領域とさせていただいたということになっています。

それから、その下の安定領域に関しては、地下水位が比較的低い場所にあります。両方とも。

その安定領域1にしても、安定領域2にしてもですね。それと安定領域2に関しては、段丘崖の上にあるということで軟弱地盤もあまりないということから、今回の結論を得たというふうに、専門委員会の方で判断したということです。

それから、もうひとつお話があったのが、実は道路部、先ほど参考資料の、ページ数でいきますと、13ページなんですけれども、13ページの道路部を地盤改良すると。

これはやはり、ふたつか、2戸か3戸が残られているところに対しての問題もありますので、その道路部をしっかりと安定させるために、地盤改良するというので、これに関しては13ページの右下の断面を見ていただければ、段丘崖から、沼の方、右から左の方に従って、基礎地盤が、基礎の固い場所が、固い岩盤というか、固い地層が流れていっているのが分かると思いますが、そのところに、それを横断するように道路部の地盤改良がなされます。赤いところですよ。

この赤いところによって、実はどうなるかという、右の方で雨が降ったり、もしくは地下水が流れているやつが、ここで堰き止められるのではないかと。

そうすると、さらに、その赤く地盤改良した右側の部分が、地下水位が高くなって不安定領域になるんじゃないかという、指摘があったんですけど、それに関してはその下にですね、ちょうど赤い改良帯の下に少し隙間があって、そこが水が流れる場所にしてあるので大丈夫だ。

これも妥当だなという話をしました。

あと、最終的には沼地があるので、沼地があったところ、不安定領域があって、その護岸の、護岸といいますか擁壁ですね。

擁壁をどういうふうに補修するかということなんですけれども、これは緑化によって補修するという事なので、少々変状が起こっても大きな問題にはならないという判断で終わっています。

以上、そういった指摘がありましたので、ご報告いたしました。

委員 : はい、ありがとうございます。

以上で(1)陣ヶ原の説明、それから解説、終わるんですけども、何か、委員の方からご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

委員 : 専門の委員の皆さま方、大変ご苦勞様でございました。

それですね。いま、報告の話を聞いていて、この報告書にはですね。液状化という表現はないんですが、いまのお話の中に液状化という表現が何箇所か出ておりました。

そして、この陣ヶ原地区の資料2ですか、これの4ページを見ますと変状メカニズムというところで、平成23年度の検討内容には液状化というのは随所に出てくるんですが、平成24年度の検討内容ということで、見え消しされている部分では、液状化という表現がですね。いたるところで削除されているん

ですけれども、これはどういう検討、どういう判断でこのようになったんでしょうか。

委員 : わたしの方からでいいですか。

平成24年の4月に緊急対策事業ですね。滑動崩落の、そこでガイドラインというものが、しっかり出てきました。

それに基づいて、結局、それに基づいて事業を進めることになると、陣ヶ原の場合、液状化と流動性すべりというのが、どこが違うんだと言われると非常に難しいですけれども。

極力、今回は緊急対策滑動崩落、あくまでも、すべりを対象にしている。その緊急対策事業としてやっているものですから。

例えば、千葉県の浦安なんかの事業とは、ちょっと違うということを強調するためにですね、極力、液状化という用語は使わないで、説明、それから解説する方向で資料をまとめているということです。

どこが違うんですかと言われると、おそらく専門中の専門の人でも説明できない話だろうと思うんですけれども、結果としては、液状化に似た現象で、多少傾斜している。

表面が傾斜していたり、下が傾斜していてもいいんですけれども、すべりを伴っているということで、今回はすべりを強調してまとめていただいたということだと思います。

何か、事務局の方から補足とかございますでしょうか。

事務局 : いえ、そのとおりでございます。

委員 : いま、液状化という用語は、市民権を得ているものですから、なんでそれを意識的に外すんだといいますと、目的といいますか、根拠としているもの、液状化を外したからといって、内容が全然、変わるということはありません。技術的には。

誤解を招かないために、このような表記にしたとお考えいただければと思います。

委員 : もう、一点ですね。

これは、いまのお話は技術専門委員会のご報告ということでございますので、これはこれでこのとおりなんだと思いますが、われわれ、その行政に関わる者としてはですね、このあと、いったいどのようにするんだということに非常に関心が高いんですが。

その前に、不安定領域になったエリアには何世帯の方々が、家を構えておったのか、で、現状はどうなっているのか、まず、確認しておきたいのですけれども。

委員 : これにつきましては、お願いします。

事務局 : それでは、ご説明いたします。

まず、この不安定領域の区域につきましては9宅地、10世帯がございました。

そこで、この不安定領域につきましては、今後、災害危険区域の指定にむけて、作業を進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員 : 現状はどうなっているんですか。

全世帯、移転しているんですか。

事務局 : 現状は、赤の不安定領域にあった、9宅地の家屋につきましては、すべて解体が終了というふうに、現地の方で確認しております。

委員 : その方たちが、現在、どのようになっているかは把握されているんですか。

事務局 : そのうち、個別に移転が完了している方も数名ございます。

それから、まだ、仮設というのですか、借上げ仮設の方に、お住まいの方も何戸がございます。

委員 : はい、とりあえず。よろしいですか。

委員 : はい。

委員 : その他、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、お願いします。

委員 : とても大変な、地盤の性質の分析とか、難しいことがいっぱいなので、すごく、なかなか理解に苦しむところもあるんですが、いま、この不安定領域、ふたつに分かれているところを地盤改良するんですよね。するんですね。

そのあと、そうするとそこは不安定領域じゃないくらいに改良されて、そこ

にまた、再び、宅地として家を建設したりすることができるようになると、そういう理解でよろしいでしょうか。

委員 : はい、じゃ、お願いします。

事務局 : 不安定領域の改良につきましては、道路の部分の改良っていうのは、安定領域1のところにも宅地残りますので、そこの生活道路を確保するという意味で、道路の部分の地盤改良を行うと。

ただし、これが宅地の安定ということではないので、そこには起用しないということで、そこの不安定領域の宅地については災害危険区域の指定を行った上で、ここに新たな建築はできないという方向で考えていきたいというふうに思っております。

委員 : よろしいでしょうか。はい。

他に何かございませんでしょうか。はい、先生。

委員 : すみません。

先日、技術専門委員会、欠席しましたので少し本筋を外れることをお聞きするかもしれませんが、14ページの写真1と2を比較したときに、奥の方に2戸住宅残られるということで、残る住宅の向こう側の斜面なんですけれども、公園側の斜面で、たしか去年、お聞きしたときは、こちら、管轄が公園の方の管轄ですというふうなことをお聞きしたかと思うんですが、ここ、結構、地震のあと見に行ったら、わりと亀裂が入っていて、上の写真1の方もブルーシートかかっているんですが。

これ、下の写真は見た感じは、修復されたように見えて、これ、こちらの公園側の斜面については、今後、安全というふうに考えてよろしいのでしょうか。

事務局 : 公園側の部分、写真でおわかりのとおり、もう、緑になっているところですが、ここにつきましては災害復旧工事がきちんと終わっておりまして、いくらかセットバックっていうんですか、全体的に道路を減らすような形で改良をされております。

なので、安全というふうに解釈しております。

委員 : 他には何か、陣ヶ原につきましては、ないでしょうか。

それでは、なければ、一旦、ここで陣ヶ原地区、打ち切らせていただきまして、次の(2)の方に進みたいと思います。

(2) 8地区における変状メカニズムと対策方針についてということで、説明お願いいたします。

事務局 : それでは、また、北部宅地工事課の方から先にご説明をいたします。

一覧表につきましては、なかなか細かい字で書いてありますので、そのうしろにあります参考資料1、第10回、第11回の技術専門委員会により審議されました資料を使いまして、ご説明をいたしたいと思います。

まず、1ページ、高野原一丁目(北)地区でございます。

ここにつきましては、造成地の北側斜面のところの部分が相当崩れたというところで、2ページにおきましては昨年度の検討結果といたしまして、地下水排除工と滑動力低減工ということで、切土をするという計画を提示されております。

ただし、詳細に調査をいたしましたところ、すべりが相当奥まで入っているという状況が分かりましたので、範囲を広げ、それから全体の抑止という意味で、抑止工をやりたいということで提案をいたしました。

3ページに、抑止工の平面図及び断面図を載せておりますが、抑止杭工といたしまして、ちょうど、のり面の肩にある歩道があるんですけど、そのところに杭を打つということで対策工を考えております。

断面図でいきますと、のりの肩のところ、そこに打って、内側の宅地を守るという工法を考えてございます。

続きまして4ページ、高野原一丁目(南)地区でございます。

ここにつきましては、同じ高野原の南側の斜面のところ相当、崩れまして、また、下の擁壁も亀裂が入るといふ被害が起きております。

5ページの、対策工の23年度の検討でいきますと、その擁壁のところ、押さえ盛土をして横ボーリングをした形で、地下水を抜こうというような計画をしておりましたが、24年度の結果といたしまして、やはり、すべりが相当大きいということもございまして、6ページを開いていただきたいのですが、6ページに書いてありますとおり、対策工の計画としましてはグラウンドアンカー工によりまして、固い地盤までグラウンドアンカーを打ちまして、全体のすべりを止めたいという提案に変えてございます。

続きまして7ページ、中山一丁目・滝道地区でございます。

ここも写真でお分かりのとおり、相当、のり面が崩れ、崩壊しているという地区でございます。

8ページ、対策方針としまして、昨年はその崩れた擁壁の部分の再構築をということで考えておりましたが、この詳細調査によりまして、相当、奥の方まで、変状があるということが観測されております。

そこで、9ページに書いてありますとおり、のり面のところについては擁壁を直すのですが、その内側に鋼管杭と書いてありますが、抑止杭工を施工し、きちんとはめたいということで考えております。

10ページ、11ページには、その断面図を載せております。

崩れたのり面のところに鋼管杭をきちんと打って、全体をとめると。それから、その前面に擁壁を再構築するというような計画をいたしております。

事務局 : わたしの方から引き続きまして、太白区の3地区についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。大峙町地区でございます。

こちらにつきましては平面図にあります、ピンク色のA地区、B地区、C地区という形で大きく3つのブロックがございます、それに囲まれて一番低い所に大峙公園というのがございますけれども、そちらに向かって変状が起きたということで、写真のように、写真1は大峙公園の擁壁がこのように被災しておりますし、写真3、写真4のように宅地に大きな亀裂が生じたというような地区でございます。

それで14ページをご覧ください。こちらですね、A地区、B地区、C地区に対する対策工の計画でございます。

A地区につきましては、具体的には15ページに断面がございます。

こちらにつきましては、盛土と地山の境界のところすべり面、主たる変状ということでございまして、こちらについては抑止杭でこちらとめるというようなことになっております。

16ページでございますが、こちらB地区、Bブロックでございます。

こちらについては大きく盛土と地山の境界で、大きなすべりが生じております。

加えまして、ひな壇状になっている宅地の部分でも、盛土表層部でも変状があるということでございまして、大きな滑りに対する抑止及び、ひな壇状に対しても抑止対策をうつというような形です。

17ページですね、Cブロック、こちらにつきましても大きなすべりの部分と、ひな壇上の表層のすべり部分に対する抑止対策ということで、抑止杭及び網状鉄筋挿入工等の対策をうつということにしております。

それですね、こちらの地区につきましては、技術専門委員会の中でこういう杭を打ったときに、地下水の上昇に対する懸念があるということのご意見もいただきまして、道路上にですね、その上昇を抑制するための暗渠工を検討するというので、現在、そういう方向で検討を進めているということで、整理しているところでございます。

続きまして、18ページでございます。

こちら緑ヶ丘二丁目地区でございます。

こちらの地区につきましても、南側にひな壇状で、南斜面の住宅街でございますが、写真で見て分かるように、擁壁の変状、あと下の方に隆起、盛り上がり等で地すべりの変状を起こしているということでございます。

19ページの右側のピンクの部分、こちらは主たる変状範囲ということで、大きなブロックとしてこちらも動いているというところでございます。

20ページ、21ページでございます。

対策工の計画平面図でございます。

こちらにつきましては、21ページを見ていただくと分かるんですが、盛土と地山との境界の大きなすべり面と、先ほどと同じような、ひな壇状のすべり面、盛土の表層部に対する対策ということで、中間の市道のところに抑止杭、末端部についても抑止杭を打つと。

ひな壇についても、ひな壇状のすべりについても、対策工をうつということで考えている地区でございます。

こちらの地区につきましてもですね、先ほど言ったような地下水対策として、道路上に暗渠工を設置しまして、地下水位の上昇を抑制していくというような形でいま、検討をしている、加えて、検討を進めているところでございます。

続きまして、22ページ、松ヶ丘地区でございます。

こちらの地区につきましては、22ページの右上の平面図の中で、西側エリアと東側エリアということで大きく変状のブロック、2つのブロックがございます。

西側エリアにつきましては、あまり高低差がない、平坦な地形になっておりまして、ただ、盛土厚が相当あるということで、こちらの変状については、盛土の揺すり込み沈下ということで、宅地の亀裂等が発生したというところでございます。

東側エリアにつきましては、こちらに写真にあるとおり、南北に市道が走っているんですが、その段差解消の擁壁のところは大きく被災しまして、道路自体が通行止めになったというようなところでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

道路が通行止めになりました部分なんですが、こちらの主たる変状、ピンク色の南北、これは左右にあるんですが、こちらの右と左側の部分の青い部分で旗揚げしている部分が、道路災で復旧している部分でございまして、その真ん中の部分について、道路の変状、擁壁に被災がなかった部分について、これについては今回は滑動崩落事業でですね、やはり地すべり的な変状がこちらについて見受けられるということで、対策をうつということで、ただ工法につきましては、道路災で補強土壁工を施工しておりますが、安定計算の結果、そちら

で安全率が確保できるということでございましたので、真ん中の部分につきましても道路災と同じような工法、ジオテキスタイル補強土壁工ということで対策をうつというような形で検討しているところでございます。

事務局 : 続きまして、26ページでございます。

高野原三丁目地区でございます。この地区におきましては、高野原の北側斜面のところが崩壊し、宅地の中まで亀裂が入ったというところでございます。

当初、23年度の検討といたしまして27ページに書いてありますが、初動ブロックを撤去し、適切な転圧管理のもと、再盛土を行う計画ということでご承認いただきまして、これにつきましては道路災害復旧工事で、この工事を実際やっております。

27ページの中の左側の下の平面図で見ますと、緑色のところ、緑色で塗ってある、のり面のところ及び道路の部分について、この対策工を実施し、全体的に道路の復旧工事は完了いたしております。

ただし、変状が大きいということで、われわれの方で再度色々検討したところ、27ページの右の方にありますとおり、道路災として良質土で復旧済みであり、安定は図られているという検討の箇所は多くございましたが、一部の範囲におきまして計画安全率を満足していないというところが分かりました。

図面で小さくて申し訳ないのですが、右下のところにある平面図でいきますと、②と書いてあるところの測線のところ、それから⑤と書いてあるところの測線のところ、この2箇所につきましては、宅地の奥の方まで変状が認められたというところで、解析をしましたところ、計画安全率が満足していないという結果が得られましたので、この箇所を中心に抑止対策工としまして、真ん中に書いてあります抑止杭を打つと、道路の、のり肩のところ抑止杭を打つということで、対策工を考えたものでございます。

続きまして、28ページ、双葉ヶ丘地区でございます。

ここにつきましては、ブロック的にいきますと、4ブロックA、B、C、Dという4ブロックでございました。

23年度の検討といたしましては、Dブロックのみ、対策工をすればということで考えられておりましたが、24年度の詳細な調査によりまして、4ブロックともA、B、C、Dとも対策工が必要だということで検討結果になっております。

それによりまして、代表としまして、Dブロックの断面でご説明いたしますが、30ページ、31ページをご覧ください。

30ページにありますとおり、赤く点々で囲んだところが主な変状範囲ということで、その一番下方側、下のところに杭を打って止めるという工法を採

用いたしております。

同じように4ブロックとも、杭を打ったり、または網状鉄筋挿入工といわれる擁壁の補強を行いまして、全体的なすべりを止めるという工法を採用いたしております。

以上でございます。

委員 : はい、ありがとうございます。

それでは、この地区についての、また解説をお願いするということですが、

すいませんが、報告を読み上げて説明をお願いいたします。

委員 : さきほどの報告書の、資料の(2)の部分を読み上げたいと思います。

8地区における、変状メカニズムと対策方針について(資料3)「造成宅地滑動崩落緊急対策事業の運用について」および「宅地耐震対策工法選定ガイドライン」が提示されたことにより、より多様な被災状況が事業対象となるとともに、より広範囲な対策工法の選定が可能となった。

これらを踏まえ、8地区に対して再度詳細調査がなされ変状メカニズムおよび対策方針が、仙台市より再提案された。これら8地区に対する変状メカニズムと対策方針については、ほぼ妥当なものと結論付けた。

なお、第10回および11回の技術専門委員会において、すべての地区に共通する事項として、本対策事業を施行する際に、以下の点への配慮が重要であるとの意見が出された。

1. 適切な対策工の選定を実施に当たって、費用対効果の面も考慮して、対策工の合理性が確認できるように、十分に検討すること。
2. 大きな開口クラックが発生した被災現場がある。
これらのクラックが将来の宅地の安定性に影響を及ぼすことが懸念されるので、クラックの深さ・規模等を調査し、必要性のある場合には、補助的工法として注入工法等を適用し、空隙等の充填作業を検討すること。
3. 今後の事業の遂行に当たっては、宅地被災の現況と対策事業の限界を被災住民に十分に説明すべきである。公的事业では対応できない宅地表層部の処理などの自助努力が、宅地および家屋の安定性の向上にとって不可欠であることを、分かりやすい解説パンフレット等の作成、説明会の実施等で周知していただきたい。

以上、このようなお話がありました。

なお、少し、付け加えますと、それぞれの変状のメカニズムに対しては、それほど大きな異論はなく細かい技術的な問題に関しては、もちろん、いろいろ討議はなされたんですけども、ここに記載されているとおりです。

以上です。

委員 : はい、ありがとうございました。

それでは、いま、説明と解説をお願いしましたが、この(2)につきまして、何か質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

委員 : すみません。また。

委員 : 結構ですよ、もちろん。

委員 : まず、確認からですね。

この資料3、陣ヶ原も含めてすべて書いてあるんですけども、対策工ということで、技術的な工事等記されているんですけども、先ほどの陣ヶ原については確認するつもりでおったんですが、先ほどの表現の中では、災害危険区域に指定するという話がありました。

じゃ、その後、どうするのという話を確認しておきたいということと、陣ヶ原を除く8地区については、すべて、いわゆる公共事業で、対策を講ずるのか、いわゆる住宅再建に向けた対策はどのようになっているのか、ということをお聞きしたいと思います。

委員 : はい、それではお願いします。

事務局 : まず、陣ヶ原地区につきましては、先ほどご説明しましたとおり、災害危険区域ということにしたいというふうに考えております。

それによりまして、宅地の再建、住宅の再築はできない区域ができるということになります。

ただし、先ほど、申しましたとおり、2宅地が残る状態にありますので、道路の部分についての安定を図るということで、地盤改良を若干やらなくていけないというところがございます。

陣ヶ原につきましては、そんな形で今後、住民の方と説明しながら、そのような形をとっていきたいというふうに考えております。

それから、残り8地区、いまご説明したところにつきましては公共事業によりまして、宅地のすべりを全体的にとめるという対策を、先ほどご説明した対

策工、それぞれの対策工で行って、それぞれ宅地も同時に宅地の擁壁等をすべて直していくということを考えてございます。

以上でございます。

委員 : はい。

委員 : いまのお答えに関連して、陣ヶ原については緑ヶ丘四丁目と同じように防災集団移転促進事業を適用して、再建を図っていく。

現地再建じゃなく、住宅再建を図っていくということなんですか。

そう、理解してよろしいんですか。

事務局 : 危険区域にするということで、そこに再建ができないことになると、移転が必要になるということでございます。

移転の手法につきましては、委員のご説明のあった集団移転事業等も含めです。今後、国の方と協議をしながら、決定をしていきたいというふうを考えております。

何ぶんにも、この地区、狭い、戸数のあまりないところでございますので、なかなか事業採択に至らないところということがございますので、その辺も含めて国の方とも、協議をして行きたいと考えております。

委員 : もう一点だけ。

委員 : はい。

委員 : 2)の方で、意見が付されておりますが、3番目に関して、宅地および家屋の安定性の向上にとって不可欠であるということで、自助努力に向けてのいろんな周知を図る必要があるだろうということが記されています。

仙台市の、いわゆる宅地再建支援というのは、ホームページでは、いかにも全部再建支援するような書き方をしていますが、いわゆる中程度、中程度以上の被害があった宅地についての支援であって、いかにもすべての宅地、七割公共、三割助成で復旧します、といったことが書いてありますが。

わたしが申し上げたいのは、その中程度以下であっても、宅盤被害があったもの、あるいはその中程度であっても、実際、公共でも、そして、助成制度でも救済されないもののがかなりあるというふうに聞いているんですね。

そういうものに対して、やはり、しっかりとケアしていくことは大事と思うんですね。そういう意味で、この3番目は非常に有効な意見なのかなと、わた

しは理解しておるんですけれども。

まず、委員のこれをおまとめになった専門委員の方に伺いたいのですが、3番目については、わたしが申し上げたようなことも加味されているのかという点。

あと、当局に対しても、この3番目を受けて、どのような対応を図っていくおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

委員 : この文案に対して、わたしが責任を持ってつくったものですから、わたしの方から、まず、答えさせていただきますが、この3のところは結局、公共的な事業をしてもらって、それで安穏とできる状態じゃあないよ、ということです。

自分の宅地と家を守るためには、やっぱり自助努力が必要であると。

ですから、仙台市の事業をもって、これで完璧というふうを考えてもらっては困ると。

ただし、その情報をどうやって手に入れたらいいかという非常に、なかなかですね、一般の書物では手に入りませんし、手に入りそうなやつっていうのは、ほんの5ページくらいは役に立つのですが、6,000円もするとか、そういう状況ですので、そういったのをパンフレットというふうなことで、この文章については、〇〇委員がおっしゃったようなことを意図したものではありません。

事実を書いただけです。自分の宅地を守るためには、しっかりと自分で宅地の状況を見て、必要があったら自分で、何らかの処置をしなければいけないと。それを啓発していきましょうという、その努力を求めたということです。

事務局 : はい、それでは事務局の方から。

ご指摘いただいたとおり、まずは、全体の説明をきちっとしたいと思っております。

そこで、それぞれの地区のそれぞれの特有のある対策工につきましてご説明したうえで、きちっと宅地がこういうふうになりますよということをお分かりいただければと思います。

委員もご指摘あったとおり、すべての宅地ということになりますと、なかなか難しいところがございます。

やはり、ある程度の被災の大きさというのを、きちっと見極めたうえで、そこに対策工が必要という選定をしていくということになります。

地盤の地割れ等につきましても、擁壁に付随する部分、または擁壁と近いところについては、一緒に直すことは可能かと思うんですが、やはり、奥の方まで入っている地割れについて、すべて直していけるということにはならないか

と思いますが、その辺も含めて説明会できちっと、それぞれのお宅の変状も含めて説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

委員 : はい、ありがとうございます。

非常に難しいのは、同じような被害状況なんですけれども、適用される事業の性格によってですね、悪い言い方かもしれませんが救ってもらえるところと、何も手当てしてもらえないのがどうしても出てくるという状況でして、その辺は事務局の人達はかなり苦慮されていて、その辺について、現段階で何か言えといっても、たぶん、あの、慎重にこれから事を進めていかなければいけない話です。

何と言えばよいのでしょうかね、もう少し、待っていただきたいというふうになるのかしら。

検討は進めているという段階ですよ。

事務局 : 今回ですね、わたしどもですね、中程度以上のものについてですね、公共事業、若しくは公共事業では救えない方には、独自支援制度というもので、復旧を支援するというところにさせていただいたのはですね、やはり、中程度、あるいはその上の大ということになりますと、放置しておく、またその被害が生じる危険性があるということで、大、中までというところに限定はさせていただいたところが、今回、ひとつございます。

まあ、そういう中で、委員ご指摘のように、もっと小さい人にもですね、ぜひ、救済してほしいというふうなお声も、実はあがっていることはあがっておりますけれども、ひとつ再度災害の防止というところで、まず、そういった大、中というところについて、われわれは対処していくということでございますけれども、そういう中でやはり、われわれとしても、いま、説明があったように小さな被害、こういったところについて、放置しておくやはり、それで駄目だということについては、さっき説明ありましたように個別の説明の中で、ぜひ直していただくようにということで、お願いをしております。

今後とも、そういったことについては、やはり、きちんと説明をしながら、その宅地の安全性ということについては、役所だけでなく、みなさん、個人でもやっていただきたいということ、なかなか申し上げにくいところかもしれませんが、しっかりとお話をしていきたいというふうに考えております。

委員 : どこまで、こういった震災があったときに行政がタッチするんだとかいうの

を、慎重にシミュレーションして住民との合意のもとに、覚書っていったら変ですなんですけれども、何か書類が残っているというふうなことを、本当は目指さなければいけないと思うんですね。

そうしたら、住民の方も覚悟できるということです。

基本的には国の対策事業っていうのは、公的なものは救うけれど、私的なものに対しては、支援はしないというふうなものが、基本的な考え方であるのは依然として変わりませんので。

その中で、宅地災の事業についてはかなり緩和していただいて、多くの方が救ってもらえるような状況になっているんですけども、それでも、どこかで線は引かなきゃいけないということで、まあ、担当の事務局は本当に頭が痛い状況で仕事をしているというふうなところだと思います。

何か、他にご意見、あるいはこれに関して、関係してでも、よろしいですけども。

委員 : 分かりやすいパンフレットをつくってほしいということで、必ずそうしてほしいということで要望がいつているようなんですけども、どこがどういう被災をしたかというのも大事ですけども。

それを例えば、地図とか大きな俯瞰できるようなものにして、被災履歴っていうのかな、その土地がもっている被災した、例えば、東日本大震災でこういう被災をして、このような補強工事をした。それから、例えば、その前の宮城県沖地震では、このような被災をして、どのような補強工事をした、その履歴の情報が、ぜひ必要だと思うんですね。

いままで、そういうのはなかったと思うんですね。

個人の人が土地を買うときには、誰でも安全だと思って買っているわけですから、そのところは、どこも安全なところがないといってもいいくらい大変な地域ですよ、日本っていうのは。

だから、やっぱり、そういう所を別に隠すことはないと思うんです。

誰が悪いということではないのですから、やれることを一生懸命やっているわけですから、だから、その履歴っていうのをぜひとも、地図なり、なんなりに残していかなくちゃならないのかなと思います。

それがこれから、もしかして将来、例えば、緑ヶ丘二丁目だったら二丁目地区を、新たに買う人にとって、じゃ、ここはこういう性状の土地だから、こういう建て方をしましょうというふうな、選択ができると思うので、ぜひ、そのところはお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員 : いまのご意見について、ちょっと、〇〇先生、ちょっと宣伝してもらえ。

われわれがやっていること。

委員 : 地盤工学会というのは、実は法人会員格で公益法人になったんですけども、その活動の一環としてですね、みちのくジーダス（G I D A S）という地盤情報システムを、一般の方々でも見られるような形で整備しようとしています。

それには、地盤情報、いわゆる切盛り図だとか、ボーリングのデータですとか、災害の履歴といったようなものを、市民が誰でも見られる形で閲覧できるような形でやっております。

ですから、是非、そういう情報さえ、公開していただければ載せられるようなプラットフォームは出来ていますので、よくよくそういう方針で情報が公開されると思います。

これについては、日弁連さんと地盤工学会も、ちょっと懇談の場をもうけさせていただいて、法的に問題があるかないかということも含めてですね、いろいろ検討をさせていただきましたが、地盤情報っていうのは公的な側面が強くて、おっしゃるように隠すようなものではなくて、社会的な財産ですので、それを公開するような方向について、法的にも異論がないというふうに、わたしは何っております。

以上です。

委員 : 仙台市の方も、いまの〇〇委員の意見につきましては、対応されているかと思っております。

事務局 : いま、委員からお話ありました宅地の情報についてのお話ですが、実は今回、復興交付金事業の中でですね、今回、昨年度の議会等でも、かなり強い要望および市民の方からの要望も多数ございましたので、切盛り図と造成した年代等の情報が主体になりますが、こういったものの電子化をいま、作業を進めているところでございます。

委員の中に履歴のお話が若干ありましたが、地盤工学会さんの方とは市の立場としては、いろいろ違うところが一点だけございまして、他都市の情報なんかでもお分かりの方もいらっしゃると思うんですが、災害履歴等については、いろいろ微妙な問題があります。

はっきり言って、財産権の影響というのがあって、今までなかなか情報化が進まなかったと、全国的に。

こういった背景が強くありますので、まあ、できる限りの情報提供部分ではいま、お話した部分が確実にできると思いますが、いま、委員のご要望の強かった部分については、もう少し慎重に検討を進める中で、考えていきたいと思

っております。

委員 : はい、ありがとうございます。

それでは、話が拡大する前にですね、この審議会でご用意した事項を進めていきたいと思っております。

最後にまた、総括的な討議を行いたいと思っております。

それではですね、次に宅地保全調整課長の方から報告、二点あるということですので、よろしく申し上げます。

事務局 : 仙台市の方から、ご報告が二点ございます。

一点目でございますけれども、参考資料の2をご覧ください。

宅地復旧事業のスケジュール等の進捗に関しまして、ご説明でございます。

被災宅地の復旧につきましては、公共事業の実施と仙台市独自支援制度の適用という二本柱により、進めていくことといたしております。

両方の事業によりまして、平成25年度末の被災宅地の復旧の完了を目指しているところでございます。

公共事業につきましては、本日ご説明いたしました地区も含めまして、249地区での実施を検討いたしております。

昨年度末より、測量調査、それから設計業務などを進めてきているところでございますけれども、10月31日現在の進捗といたしまして、設計概要に関する説明会を、162の地区において開催したところでございます。

また、平行して、工事の発注手続きを進めておりますが、10月31日現在、12の地区におきまして、工事の発注手続きを行い、うち1地区につきましては、工事の契約を行ったところでございます。

また、仙台市独自支援制度につきましては、295の宅地に関する助成金制度の申請について、交付決定を行ったところでございます。

事務局 : はい、それでは引き続きまして、緑ヶ丘四丁目のですね、経過報告をさせていただきたいと思っております。

参考資料の3をご覧くださいと思います。

緑ヶ丘四丁目地区につきましては、6月7日の宅地保全審議会の中で四丁目の一部の区域については、将来的に宅地の安全性が確保できないという形でございます。その部分、こちらの1枚目の下のエリアでございますが、9月10日に災害危険区域に指定してございます。

こちらの地区につきましては、防災集団移転促進事業で進めていくということで、9月、10月にかけて、その最終的な移転先の意向ということで、

申出書の提出をいただいております。

その結果について、ご報告いたしたいと思います。

結果の概要につきまして、3番でございますけれども、アパートや土地のみの所有者を除きます、移転対象世帯77世帯の移転先の意向でございますけれども、鹿野の復興公営住宅が近傍に建設することになっておりますけれども、こちらに37世帯の方が希望されているということで、ほぼ半数の方になってございます。

その他に、単独移転が32世帯、あと土手内の市公社保有地への集団移転が3世帯ということで、周辺にまとまった戸建の用地が少ないということと、高齢者の方が多いということで、復興公営住宅を希望される方が多いというような状況になってございます。

これらの申出書の結果をふまえて、現在、防災集団移転促進計画事業を策定中でございます、今月中の国土交通大臣同意に向けまして、作業を進めているというところでございます。

以上でございます。

委員 : はい、ありがとうございます。

いまの2件の報告につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければですね、また、全体を見て、この宅地被災の対策事業、いま、苦しみながらも進行しているという状況なんですけれども、この全体につきまして、何か、質問とか、あるいは日ごろ感じている疑問とか、そういったものを出していただければと思います。

はい、お願いします。

委員 : ちょっと、日ごろ感じていることを少しお話したいと思います。

今回、やはり仙台市の宅地をいろいろ見た場合に既存の法律で、もしくは既存のいろいろなもので、不適格な住宅地というものもあったと思うんですね。

もちろん、新しく造成したようなところとかは、現在の耐震基準とか、いろいろなものでやっていると思うんですね。

今回、仙台市の方で取られた施策というのは、いままでそういう非常に不適格なような、あからさまに言うと非常に問題のあるような地盤のところでも、できるだけ、いまの耐震基準に合うような形で補強して、元に戻したいという復旧の考え方、強化復旧の考え方になっていると思うんですね。

だから、そこを住民の方にも分かっていたいただければいいなあと。

というのは、住民の方は、そういうことはなかなか、お分かりにならないの

で当然だろうというような話も、当然でてくるわけですね。

元に戻して当然だ。それと、更にいいものにしてほしいというのがあると思うんですけれども。

やはり、既存不適格の問題と強化復旧、復旧というジャンルの中の、プラスアルファをしているんだというところを理解していただいて、それ以上に関しては、たとえば復興とか、それに関しては、それなりの理解をしていただかなければならない。

それがたぶん、先ほど、〇〇先生が最後にご説明された部分だろうと思うんですね。

だから、その辺の認識をできるだけ、市の方としては情報を出していただければ非常にありがたいなあと、われわれもいろんな意味で検討した甲斐があったんじゃないかなあとと思います。

委員 : 何か、他にございませんでしょうか。

この関係ということにかかわらずですね、震災の復興事業というのは、現時点ではかなり穴だらけって言ったら変ですが、阪神大震災を経験しても、結局、基本的なところが変わっていません。

その結果として、まあ、こうやって被災を受けてしまいますと、担当の行政の方が、ものすごく苦勞してしまうという状況で、相変わらずあるということですね。

そういった不利な状況にあるんですけれども、やはり、住民のためにやるべきことは、しっかりとやっていかなきゃいけないと、いうふうなことで。

委員の方から出ないとなると、会長の方から自ら、きつい質問をして、人格を疑われることになるかもしれませんが、答えられる範囲でお願いいたします。

現時点、やっていることすべて、出してくださいなんてことは言いません。

公表してもいい許容レベルで、できればお答えいただければと思います。

一番気になっていますのは、緊急対策事業、平成25年3月着工という条件が付いています。

予定されていた進行状況と比べて、現在はかなり遅れている状況なんですけれども、そのことについて宅地復興部としてどのようなことを、いま現在、考えておられるかというのを、お聞きしたいなと思います。お願いします。

事務局 : まず、事業の進捗状況でございますけれども、公表しております目標といたしましては、公共事業の工事につきまして、早い地区では10月頃に工事に着手と。

遅い地区でも年度内の工事の着手ということで、公表しておったところでは

けれども、残念ながら10月の工事着手の方が若干遅れまして、今月ですね、12月の工事着手になりそうな状況でございます。

残りの地区につきましては、年度内の工事の着手を目指して、いま、積算なり、工事発注の手続きなり、様々進めているところでございます。

また、滑動崩落緊急対策事業につきましては、復興交付金の交付要綱によりまして、平成24年度末までの工事の着手というような条件がございまして、現在、担当の関係の省庁の皆様方と工事の着手の具体的な運用はどのようになるのか、といったような部分の協議を進めているところでございます。

委員 : はい、ありがとうございました。

正直、かなりきつい状況のもとで踏ん張っているという状況かと思えます。

基本的に、これだけ広域の災害となってしまったために、残念ながら、業者さんのパワーも、ほぼ限界に近づいているという状況もあって、なかなかこの対策事業を円滑に進めていくっていうのは難しい状況で、しかも、これ難しいんです。ものすごく。

何も無いところに工事するのは、簡単にできるんですけども、既に宅地があるとか、家屋がある、しかも無傷である。その土地に手を加える。

そうしてですね、もし、より良くするための工事で、無傷だった家屋に被害が出ると、これはまた、ものすごく大きな問題になってしまいますので、そういったもろもろのことを、ひとつずつチェックしながら、前に進んでいかなければいけないということで、津波で家を無くされて、まだ基礎撤去も終わっていないところもあるんですけども、そういった更地になってしまったところの工事と違って、かなり技術的に難しい工事と、それに対する設計とかしていかなきゃいけないんで、その辺の難しさというのを、われわれも共有して、これからの事業を見守っていきたいなと思えます。

他に、何かございますでしょうか。

委員 : ふたつ、ありますが、ひとつは緑ヶ丘三丁目についてですけども、宮城県でここは、地すべり防止事業としてやっているわけですが、従来の法律では個々の宅地はこの法律で、なかなか救えないということもありまして、できれば、他の二丁目、あるいは四丁目と同じような市の助成が受けられる、そういう宅地も当然あるんじゃないかと思えます。

ぜひ、積み残しがないように、ご検討いただけたらということで三丁目については、この審議会には諮っていませんけれども、ぜひ法の目から漏れないようお願いしたいなと思えます。

それから、もう一点ですけども、報告書の裏の1、2、3と3つあるうち

の、2つめのクラックの対応について指摘がございますけども、わざとこういうふうな、ぼかしているのかもしれませんが、補助工法として、注入工法等を適用し、空隙等の充填作業を検討することと、これは住民に対してなのか、それとも行政に対してなのか、非常に曖昧にわざととしてあるのか、これは一つの義務付けるとすれば、誰に対してこれを言っているのかというのが、これ、やや曖昧になっていると思われましたので、何かこれ、ちょっと。

委員 : 補助的工法と書いていますので、主たる事業は緊急対策事業になりますので、補助的と使っているという段階で、たぶん住民じゃなくて、可能であれば、そういった必然性があるのであれば、やはり、今回の対策事業として、やっていただきたいという意味で、わざと補助的と使ったんですね。

委員 : はい、わかりました。了解しました。

委員 : すみません、三丁目について、ご説明をお願いできますか。

事務局 : それでは、緑ヶ丘三丁目につきまして、いろいろ、取り上げられている部分がございますので、経過というか、いまの状況をご説明したいと思います。

緑ヶ丘三丁目につきましては、宮城県沖地震の際に大きな地すべりがあったということで、地すべり防止区域に指定されまして、宮城県の方で当時、抑止対策として、抑止杭を施工しておりまして、今回の震災におきまして、地すべり一部変状がありまして、それについては当時の杭が変形して、それですべったという形で、それに対する対策ということで、宮城県の方が震災直後から調査に入りまして、現在、新たに抑止杭を施工されているという形でございます。

そういう中で地元の皆様から、道路上にいま、抑止杭を新たに施工されているんですけども、その杭自体で宅地の安全性がどうなのかというご心配がございまして、これについて、わたしども仙台市の方として、宮城県さんにいるいろとお話をさせていただいておりますし、わたしどもとしても、詳しい調査をしておりますので、宮城県さんから調査データを提供いただきまして、その内容の分析等していく中で、その中で〇〇先生とか、〇〇先生からいろいろご意見もいただいた中で、盛土の表層部についても、そういう変形があるんじゃないかというご意見もいただきましたので、あらためて宮城県の方にですね、そういうお話についてですね申し入れというか、させていただきまして、現在ですね宮城県の方で、いまの施工している抑止対策で、宅地の安全性にどのような効果があるのかということについての検証をさせていただいてい

る状況でございますので、今後、その検証結果をふまえて、必要な措置を、宮城県さんと連携させていただきまして、とっていくという形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員 : よろしいですか。

余計なことを言いますと、一部報道でかなり険悪なムードという報道をされましたけれども、そういうことではなく、しっかりと動いているようですので、その辺はご安心いただければと思います。

委員 : その他、何か全体的なことにつきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

委員 : いまの話の続きになるかもしれませんが、ひとつは住民合意形成の問題を少し、お話しをお聞きしたいと思うんですね。

わたしも、いろんなところで自然復興、若しくはそういった住民合意形成ということで大変な状況になっているんですけど、仙台市さんと、例えば住民の間で直接対話っていうのは、なかなか利害関係っていいですか、関係者としては非常に難しい状況にあると思うんですけど。

それが、例えば今回の復旧の、その工程に影響を及ぼしていないのか、若しくはそれに対する、何か対策でですね、コーディネーターとか、そういったものが入ってやられているのか、その辺をお聞きしたいと思ひまして。

委員 : はい。お願いします。

事務局 : はい、個別の地区に関します設計内容ですとか、個々の宅地の所有者の皆様にとどのようなことをお願いしたいのかと言ったことにつきまして、全体の説明会を開催したりですとか、あるいは個別の相談会を開催したりしまして、基本的には行政側と住民の皆様との間で進めているところでございます。

現在のところ、目立ってその合意ができないことによる、目立って遅れというものは感じてないところではございますけれども、滑動崩落によりまして、敷地の境界が不規則に移動しているようなところでは、やはり、どこの場所で擁壁の復旧をしたらいいのかといったあたりにつきまして、合意の形成が困難であるというようなこともございますので、そういった地区におきましては、第三者であって、かつ専門家である行政書士さんですとか、そういった方々に入っただいて、住民の皆さまの間での調整にあたっていただいたりという

ようなことを、考えているところでございます。

委員 : 要はですね、〇〇先生がおっしゃっているのは、わたしが二週間くらい前に頼まれて講演した、ここの8階でですね、と同じで、やっぱりもう一度合意形成というところのですね、あり方とか住民感情をいかに大切にするかとか、そういった方法論っていうのは、やっぱり非常に大事な事業なので、やっぱり、そういうものをしっかりと踏まえた上で、今後ですね、進めていきませんか、たぶん、これからの方が大事ですよ。

説明会なんかでも、これからが本番になってくるので、その辺のところ、やはり、できる限り円滑に進めるためには、どんなふうな説明会とか、どんなふうな合意形成を目指したらよいかというのを、やっぱり先ほどのコーディネーターを入れるとか、いろんな方法があるはずですので、その辺、やっぱり、しっかりとやっていきたいなというふうなことを思います。

要望ということでよろしいですか、いまのは。

はい、じゃ。

委員 : いまのお話に関連しますけれども、この事業について一言。

公共事業、国の補助事業というふうにしき書いていないのですけれども、普通、個人の財産である宅地に対して、国のこれだけ手厚いお金がいくような制度、これまではなかったわけです。

これまであった、宅地の保全対策事業の補助率は4分の1ということで、それもその宅地を守るというより、その下の公共施設を守るためとかというような理屈で、もともとあった制度を今回の被災、特に仙台市さんが一番大きかったということから、ここまで出来た制度で相当認めていただいております。

一方で、緊急対策ということで三年という条件が付いていたりしておりますが、そういうような経緯とか状況がありますので、単に国の補助事業とか、公共事業でやるということではなくて、そのベースとなる考え方とかそういったものも、しっかりと提示していただいて、その三年に区切っているのは国が悪いといった、そういう短絡的な議論にならないようにしていただければと思います。

また、今後、これから工事が入ってくるんですけれども、そうなりますと、発注でなかなか業者さんが取ってくれないという問題点もあると思いますし、また、非常に杭を打つとかそういう工事が多いわけですので、交通規制とかまたは騒音とか、相当住民の方々に苦勞をかけるようなことになるかと思えます。

それも、その都度対応するのではなくて、全体の制度の枠組み、考え方をきっちり説明して、こういう工事をされることで、個々の宅地はすごくよくなっ

て、みんなもよくなるんだということを共感いただいて、協力してもらうような、騒音対策を業者さんに任せてやるのではなくて、そういうのを戦略的に広報も含めてですね、大変お忙しいとは思いますが、これからそういうことが非常に大事になると思いますので、そういったことにも、目を向けていただければと思います。

わたしからは、以上です。

委員 : はい、ありがとうございます。

進行を司っている会長自身が、現場は大変だけど、国は冷たいと少しバイアスがかかったような進行の仕方をしたかもしれないと、いま、反省したところでは。

おっしゃるとおりで、本当にこの緊急対策事業がどういう立場に置かれているのかというのをやっぱり、しっかりと抑えた上でいろんなことを言っていないと、そんなに無制限に補助しますよという制度では決してなくて、これはあくまでも自治体の必要性に応じて、国の方でしかるべき査定を行って、適切であれば、お金を出しますというふうな話なんで、その辺のところも、しっかりと踏まえたうえで、まあ、なかなか迅速にというのは難しい状況なんですけれども、できる限り、早く住民の方に安定した生活を送ってもらえるように、努力していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

結論付けちゃいましたけど、よろしいでしょうか、それで。

何かまだ、ご意見っていうことは、もう、よろしいですね。はい。

じゃあ、本日の審議は、これで終了したいと思います。

予定時間を35分も過ぎてしまいましたけれども、有意義な審議ができたかと思ひます。

今後とも、よろしくお願ひします。どうもお世話様でした。

— 宅地保全審議会 閉会 —

終了